

## ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

## 要介護度1～要介護度5の方

## ★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分未満の場合	167	23	7	4	回利用 ↓ 円	200	27	8	5	円
20分以上30分未満	250	34	11	6		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
30分以上1時間未満	396	54	17	10		100	14	4	2	
1時間以上1時間30分未満	579	79	24	14		生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
1時間30分以上(30分増すごとに)	84	12	4	2		100	14	4	2	

## ★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分以上45分未満	183	25	8	4	回利用 ↓ 円	200	27	8	5	円
45分以上	225	31	9	5		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
※45分以上の時間区分については別紙参照						100	14	4	2	
サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	回利用 ↓ 円	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
20分以上45分未満	67	9	3	2		100	14	4	2	
45分以上1時間10分未満	134	18	6	3						
1時間10分以上1時間35分未満	201	28	8	5						

\* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

\* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 13.7%が加算されます。

\* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 4.2%が加算されます。

\* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 2.4%が加算されます。

## ■期間や回数が限られている料金(加算)

## ①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額200円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

## ②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額100円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

## ③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額100円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

## ホームヘルパーステーション梅の郷 料金案内

## 要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

## ★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	1176	161	49	28	円/月	200	27	8	5
週2回程度	2349	322	99	56					

## ★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	1176	161	49	28	円/月	100	14	4	2
週2回程度	2349	322	99	56					
週3回程度	3727	511	157	89					

## \* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

## \* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

## \* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **13.7%**が加算されます。

## \* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **4.2%**が加算されます。

## \* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **2.4%**が加算されます。

ホームヘルパーステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

## ○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

## ○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

## ○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。

## ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

## 要介護度1～要介護度5の方

## ★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分未満の場合	334	46	14	8	回利用 ↓ 円	400	55	17	10	円
20分以上30分未満	500	69	21	12		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
30分以上1時間未満	792	109	33	19		200	27	8	5	
1時間以上1時間30分未満	1158	159	49	28		生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
1時間30分以上(30分増すごとに)	168	23	7	4		200	27	8	5	

## ★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分以上45分未満	366	50	15	9	回利用 ↓ 円	400	55	17	10	円
45分以上	450	62	19	11		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
※45分以上の時間区分については別紙参照						200	27	8	5	
サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	回利用 ↓ 円	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
20分以上45分未満	134	18	6	3		200	27	8	5	
45分以上1時間10分未満	268	37	11	6						
1時間10分以上1時間35分未満	402	55	17	10						

\* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

\* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 13.7%が加算されます。

\* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 4.2%が加算されます。

\* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 2.4%が加算されます。

## ■期間や回数に限られている料金(加算)

## ①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額400円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

## ②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額200円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたとときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

## ③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額200円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

## ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

## 要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

## ★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	2352	322	99	56	円/月	400	55	17	10
週2回程度	4698	644	197	113					

## ★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	2352	322	99	56	円/月	200	27	8	5
週2回程度	4698	644	197	113					
週3回程度	7454	1021	313	179					

## \* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

## \* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

## \* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **13.7%**が加算されます。

## \* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **4.2%**が加算されます。

## \* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **2.4%**が加算されます。

ホームヘルプステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

## ○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

## ○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

## ○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要介護度1～要介護度5の方

★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分未満の場合	501	69	21	12	回利用 ↓ 円	600	82	25	14	円
20分以上30分未満	750	103	32	18		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
30分以上1時間未満	1188	163	50	29		300	41	13	7	
1時間以上1時間30分未満	1737	238	73	42		生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
1時間30分以上(30分増すごとに)	252	35	11	6		300	41	13	7	

★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	×回数	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	合計額
20分以上45分未満	549	75	23	13	回利用 ↓ 円	600	82	25	14	円
45分以上	675	92	28	16		緊急時訪問加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
※45分以上の時間区分については別紙参照						300	41	13	7	
20分以上45分未満	201	28	8	5	回利用 ↓ 円	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算	
45分以上1時間10分未満	402	55	17	10		300	41	13	7	
1時間10分以上1時間35分未満	603	83	25	14						

\* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

\* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 13.7%が加算されます。

\* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 4.2%が加算されます。

\* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の 2.4%が加算されます。

■期間や回数が限られている料金(加算)

①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額600円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額300円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額300円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

## ホームヘルパーステーション梅の郷 料金案内

## 要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

## ★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	初回加算	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	3528	483	148	85	円/月	600	82	25	14
週2回程度	7047	965	296	169					

## ★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善	特定処遇	支援加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善	特定処遇改善	支援加算
週1回程度	3528	483	148	85	円/月	300	41	13	7
週2回程度	7047	965	296	169					
週3回程度	11181	1532	470	268					

## \* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

## \* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

## \* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **13.7%**が加算されます。

## \* 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **4.2%**が加算されます。

## \* 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **2.4%**が加算されます。

ホームヘルパーステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

## ○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

## ○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

## ○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。